

## 山梨県ホームページへの広告掲載に関する契約書

山梨県知事 (以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、山梨県ホームページ(以下「県ホームページ」という。)への広告掲載について、次により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し、県ホームページの広告掲載枠を提供し、乙は、広告掲載枠への広告掲載希望者の募集、広告原稿の作成を行う。

(広告の内容)

第2条 乙は、県ホームページの広告掲載枠の使用にあたっては「山梨県広告事業実施要綱」、「山梨県広告事業掲載基準」及び「山梨県広報誌「ふれあい」及び山梨県ホームページへの広告の掲載に関する要領」の規定を遵守して行う。

(契約期間)

第3条 契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(使用料)

第4条 県ホームページの広告掲載枠の使用料は \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税相当額 \_\_\_\_\_ 円)とする。

2 広告掲載枠の使用料は、次のとおり四半期ごとに分割し、甲の発行する納入通知書により、当該期の翌月末日までに納入することとする。

(単位：円)

四半期名	納入額	納入額のうち消費税及び地方消費税相当額
第1四半期		
第2四半期		
第3四半期		
第4四半期		
合計額		

3 甲は、乙が前項の期限までに使用料を納入しない場合は、当該納入額につき、前項に規定する期限の日の翌日から納入日までの日数に応じ、民法第404条(明治29年法律第89号)第1項で定める利率で計算した延滞金の支払いを請求することができる。

(契約保証金)

第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16第1項及び山梨県財務規則第109条に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納

付すること。ただし山梨県財務規則第109条の2の各号に該当する場合には免除とする。納付された契約保証金は、契約満了ののち最終回の納付書に充当し返却するものとする。

(広告が掲載できない場合の使用料の取扱い)

第6条 甲は、乙の責めに帰すことができない理由により広告の掲載期間において県ホームページに当該広告を掲載しなかったときは、その日数に応じて日割計算により算出した金額を契約金から減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1ヶ月につき1日未満の場合は契約金の減額を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により県ホームページの運営を一時停止した場合は、契約金の減額を行わないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて契約金を減額する。

- (1) 機器等の保守または工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(再委託の禁止)

第7条 乙は、契約事務の一部またはすべての処理を他に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何ら催告することなくただちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約、「山梨県広告事業実施要綱」、「山梨県広告事業掲載基準」及び「やまなし県広報誌「ふれあい」及び山梨県ホームページへの広告の掲載に関する要領」の規定に違反したとき。
- (2) 乙が契約期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (4) 本契約にあたって必要な資格を取消し、または抹消されたとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するな

ど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(6) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(公正入札違約金)

第9条 乙は、前条第1項6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金の100分の20に相当する金額を支払わなければならない。契約事務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(守秘義務)

第10条 乙は、この業務に関して知り得た情報の取り扱いに関して必要かつ適切な安全管理措置を講じ、相手方の秘密情報について善良なる管理者の注意

をもって管理するものとする。

(疑義)

第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、  
甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 12 条 この契約に関する訴えは、甲府地方裁判所に提起するものとする。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印して各自 1 通を  
所持するものとする。

令和 5 年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号  
山梨県知事

乙